

注意・警戒情報

大雨後の住宅修理に関する

トラブルに注意!



相談事例



台風で屋根が破損していたところに、無料で点検すると言って事業者が来訪した。無料とので了承したが、屋根に上がり勝手に壊れた瓦等を下ろす等の作業を始めた。

作業後、修理に100万円かかると言われ、無料点検ではないのかと言うと、「今日の作業はどうする」と凄まれ、請求書を持ってくると言われた。



勧誘されても直ぐに依頼せず、工事内容や費用について確認した上で、家族等に相談したり、複数の事業者から見積もりを取ったりして、十分に検討しましょう。

- ◆ 「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者に安易に応じないようにしましょう。
- ◆ 地震や台風等の自然災害が起きると、それに便乗した悪質商法による住宅修理トラブルが多数発生します。十分注意しましょう。
- ◆ 契約後でも訪問販売や電話勧誘での契約は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。
- ◆ トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがあれば、まずは身近な消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



消費生活全般でこのようなトラブルや お困りの時にはぜひご相談ください！

高齢者のための消費生活相談

住宅修理工事

突然訪問してきた事業者に、「現在、近隣の住宅で修理工事を行っている事業者だ。お宅の屋根も劣化しているようなので、無料で点検してあげる。」と言われた。点検を了承すると、「急いで修理しないとひどい雨漏りがする。」と言われ、不安になり、その場で屋根工事の契約をしてしまった。後ほど家族に相談したところ、高額すぎると指摘された。解約したい。



訪問購入

事業者から、「不用品があれば買い取りに伺う。」との電話連絡が入った。使用していない洋服を買い取ってもらおうと思い、訪問を了承した。1時間後、自宅に訪問してきた事業者に売りたい洋服を見せると、「貴金属はないか。」と執拗に尋ねられた。売る気はなかったが、アクセサリを見せたところ、「3万円で買い取る。」と長時間強引に勧誘され、買い取られてしまった。大切なものなので返却してほしい。

9/27月

9/28火

9/29水

電話での相談 9:30～16:30

電話番号：045-311-0999

<聴覚障害のある方>

- ・ 16時まで（※）に、かながわ中央消費生活センター（かながわ県民センター6階）に直接お越しください。
- ・ 9月28日（火）・29日（水）は、遠隔手話通訳サービスを利用した面接相談もご利用いただけます。

※ 筆談を希望される方は15時30分までにお越し下さい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施内容は変更となる場合があります。

最新情報は県ホームページ「高齢者のための消費生活相談」にて、ご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f100356/r3kourei_sha.html



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506